

サービス利用契約書

_____ (以下、甲という) と 有限会社第四企画 (以下、乙という) は乙が提供する「ハコウリ」サービス (以下、本サービス) を甲が利用するに際して、以下のとおり定めるものとする。

第1条 (目的)

本契約は、乙が提供する本サービスを甲が利用するための条件を定めるものである。

第2条 (定義、内容)

「ハコウリ」とは、縦・横・奥行き全てが 30cm・15cm (外寸) である木製の箱、ポストカードラック、Tシャツラック (以下、「ハコ」という) 内に品物を置き、ハコウリ店舗 (以下、「ハコウリ SHOP」) 内にて販売・展示を行うサービスのことをいう。甲が「ハコ」を利用して、販売を行う場合は乙のスタッフが販売・料金の回収の代行を行うものとする。

第3条 (サービスの開始)

甲の本サービスの利用は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日より開始するものとする。

第4条 (サービス利用価格、支払い日、支払い方法等)

本サービスを利用する際の手数料の金額、支払い日、支払い方法などは別途定めるとする。その他、本契約書に決めていないサービスの詳細については別途定めるものに従うとする。

第5条 (「ハコ」内での商品販売)

甲が「ハコ」を使って販売する場合は、所有権は甲から購入者に移転するものとする。「ハコ」で販売する商品の保証に関しては甲が責任を負うものとする。甲の提供する商品と購入者の間で商品が起因するトラブルに関しては、乙は一切の責任を負わないとする。

第6条 (出品禁止)

・甲は「ハコ」内に以下の定める商品は出品できないものとする。

- 1、ハコの中に入らないもの
- 2、生き物
- 3、手作りの食品
- 4、アダルト関係
- 5、大きな音の出るもの
- 6、光を発するもの
- 7、においを発するもの
- 8、不衛生なもの
- 9、販売に際して許認可が必要なもの
- 10、詐欺などの犯罪に結びつくもの
- 11、政治活動に関連するもの
- 12、盗品
- 13、その他公序良俗に反するもの
- 14、他の「ハコ」又は「ハコオーナー」又は第三者、もしくは乙の著作権、商標権などの知的財産権を侵害するもの、または侵害するおそれのあるもの
- 15、他の「ハコ」又は「ハコオーナー」または第三者、もしくは有限会社第四企画を差別もしくは誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- 16、他の「ハコ」又は「ハコオーナー」又は第三者、もしくは有限会社第四企画を財産、プライバシー、肖像権もしくはパブリシティ権を侵害するもの、または侵害するおそれのあるもの
- 17、その他、他の「ハコ」又は「ハコオーナー」に迷惑のかかるもの
- 18、その他、乙が相応しくないと判断したもの

第7条 (危険負担)

本契約の業務に関して、商品が地震、水害等の避けられない災害、天災等により破損、既存、滅失した場合の危険の乙の負担額は、甲の「ハコ」の月額使用料までとする。また、万引きによる負担額は甲の「ハコ」の月額使用料までとする。

第8条 (秘密の保持)

乙は、以下の場合を除き、第三者に対して甲の各種情報を開示又は漏洩しないとする。

- 1、甲の同意を得て開示する場合。
- 2、裁判所の命令、法令に基づく強制的な処分、その他裁判所及び行政の判断に従い開示する場合。
- 3、本サービスの利用に係わる金銭債務の特定、支払及び回収に必要な範囲において、クレジットカード会社その他の金融機関又は取引等に情報を開示する場合。
- 4、本サービスの向上、新規サービスの開発、その他業務に利用する目的において、甲を特定できない状態に加工した統計資料を作成し、これを業務提携先に開示する場合。
- 5、乙又は債務提携先に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メールを送付する場合。
- 6、個人情報適切に管理するよう契約により義務づけた業務提携先に対し、委託業務を遂行する範囲において個人情報を開示する場合。

第9条 (損害規定)

本契約に違反した結果第三者に生じた損害については、甲、乙のうち損害の加害者が引き受けるものとし、他の者は一切の責任を負わないものとする。本契約に違反した結果、甲乙間で損害が発生した場合は、違反をした者が損害賠償をするものとする。

第10条 (契約期間)

本契約の契約期間は平成 年 月 日より1ヶ月とする。但し、本契約満了10日前までに甲、または乙から書面による終了または、記載条件の変更の意思が無い場合、本契約書は同条件にて1ヶ月間自動的に更新するものとする。

第11条 (契約解除)

甲又は乙が次の各号の1つでも該当した場合は、相手方に対して、何らかの通知催告をようすることなく、直ちに本契約を解除するものとし、債務のある場合は当然期限の利益を失い、取引による残債務を甲又は乙に対して直ちに履行するものとする。

- ・取引による債務の支払いを著しく怠る等、この契約の条項に反したとき
- ・甲または乙が業務を遂行する能力を失ったと認められるとき
- ・甲または乙が差し押さえ、仮差押さえ、滞納処分、強制執行その他これに順ずる処分をうけ、又は破産、民事再生、会社更生、社会整理の申し立てをない、又はこれらの申し立てをうけたとき、もしくは任意整理が開始されたとき
- ・甲または乙が営業停止、もしくは変更、合併、解散等の決議をしたとき
- ・財産状態、営業状態の悪化、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

第12条 (契約終了後の甲の商品の取り扱い)

契約解除があった場合、あるいは契約期間を終了し更新を行わない場合等、本契約が終了した場合は甲は10日間以内に商品を引き取るものとする。10日間以内に商品の引き取りが行われない場合、乙は「ハコ」ごと着払いにて登録住所に送付する。

第13条 (サービス利用停止)

乙は、甲が以下の場合に該当した際は、サービスの利用を停止することができる。

- ・契約時に提出いただいた身分証明書や、提出した申込書などに虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合
- ・甲に対して、提出書類などの連絡先に連絡が取れない場合
- ・甲が利用料金支払い債務その他の債務の履行を拒否した場合。
- ・甲に対して破産又は再生手続開始の申立があった場合。
- ・本規約の違反等がある場合。
- ・乙の業務の遂行上又は技術上支障があると判断した場合。

第14条 (契約内容の変更)

契約内容の変更が必要な場合は、甲、乙が合意の上決定し、再度契約書を作成するものとする。

変更があった場合は、変更後の契約内容を適用するものとする。

第15条 (規定外事項)

本契約書に定めのない事項、または本契約事項の解釈に疑義が生じた場合は、日本国の法令を適用し、甲・乙間で誠意を持って協議し、円満解決をはかるものとする。

第16条 (管轄裁判所)

本契約に関して紛争が発生した場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第17条 (特約条項)

本契約書に定める条項以外の特約を定める場合の条項は、別紙特約条項に定めるとおりとする。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名捺印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲：住所

氏名

印

乙：東京都世田谷区北沢2丁目12番16号 三鈴ビル303
有限会社 第四企画
取締役 黒田正信